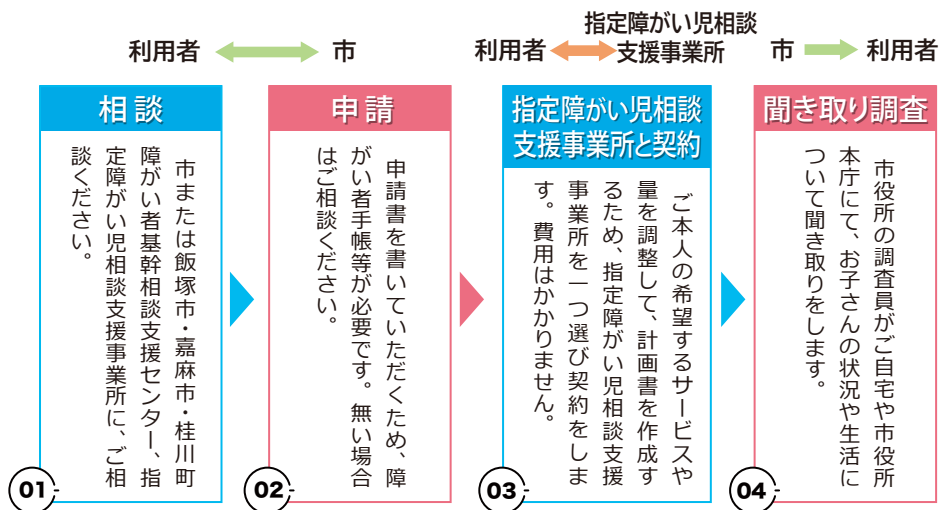


## 受給者証を使ったサービスを利用するまでの流れ

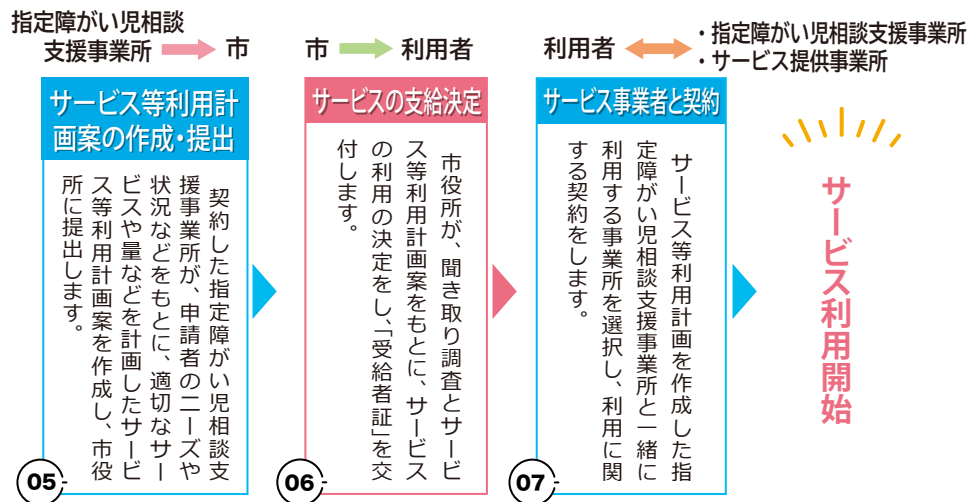
申請からサービスを利用するまでの流れは次のとおりです。みなさんに必要なサービスを提供できるように市や指定障がい児相談支援事業所(p.3参照)がお手伝いします。



**申請する場所・問い合わせ**

飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係  
または各支所 市民窓口課

☎ 0948-96-8235 fax 0948-21-6356  
E-mail shakai@city.iizuka.lg.jp



お子さんが受けられる支援

### CHECK

#### 費用負担

原則として費用の1割が自己負担となります。ただし、世帯全員が生活保護もしくは非課税世帯の場合は無料です。

また、住民税の課税額に応じて負担する月額の上限定額がされます。

※地域生活支援事業については、生活保護世帯のみ無料となります。

#### 利用者負担の軽減について

##### 多子軽減措置

児童発達支援を利用しているお子さんと同じ世帯に兄または姉がいる場合、所得状況や兄もしくは姉の年齢によって利用者負担額が軽減される場合があります。

- ▶ 対象となる場合、児童発達支援を利用しているお子さんが
- ▶ 第2子の場合：費用の0.5割と負担上限月額を比較して低い方
- ▶ 第3子以降の場合：無料となります。

##### 無償化(3~5歳)

満3歳になって初めての4月1日から3年間は、児童発達支援等の利用者負担が無償化となります。

##### 高額障がい児通所給付費

同じ世帯に障がい児通所支援を利用しているお子さんが複数いる場合等、それぞれかかった費用を合算した額が世帯の月額上限額を超えた分が高額障がい児通所給付費として返還されます。対象者へは通知を郵送しています。

#### 利用期間更新時に医療機関の診断書が必要な対象者について

Q1 利用しているお子さんは、以下4項目のいずれかに該当しますか？

- ①障がい者手帳を持っている。
- ②小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている。
- ③特別児童扶養手当を受給している。
- ④特別支援学級または特別支援学校に在籍している。

YES

NO

通常どおり更新になる。  
※医療機関の診断書は不要です。

Q2 現在の学年は、以下のどちらかに該当しますか？

- ①小学1年生
- ②小学4年生

NO

YES

A 放課後等デイサービス更新時に医療機関の診断書が必要です。

来年度の更新時に医療機関の診断書を提出してください。なお、診断書の有効期間は提出時の前1年間です。

※期間中にQ1の4項目に該当した場合には診断書は不要です。